

# 断熱性能向上リフォームなどの住宅関連補助事業のご案内

町では、地球温暖化防止(省エネルギー化)、空き家の解消、木造住宅の耐震改修を促進するため、次の補助事業を実施しています。なお、予算に上限がありますので、申請を予定されている方は事前にお問い合わせください。

名称	住宅断熱性能向上リフォーム補助事業	空家改修等補助事業	木造住宅耐震改修補助事業
補助対象者	町内に住民登録があり、自身が居住する住宅に断熱性能向上リフォームをする者 町税等の滞納のない者(世帯全員)	①の空家改修事業に限り町内に住民登録のある者または住民登録する意思のある者で、自らが5年以上空家に居住する者 町税等の滞納のない者(世帯全員)	町の規定に基づき耐震診断を実施した住宅の耐震性能向上を図る工事または除却をする者 町税等の滞納のない者(世帯全員)
補助対象経費	町内に本社もしくは営業所等を有する法人または町内に住所を有する個人事業主に発注する工事 ・全ての居室または一部の居室の開口部において施工する次のいずれかの工事 ・単板ガラスを複層ガラスに替える ・二重サッシにする ・屋根、小屋裏、壁、床などに断熱材を設置する ・その他町長が認める工事	①空家改修事業 ・水回り、内装、外壁などの改修 ・下水道への接続 ②空家整備事業 ・家財道具等の搬出、処分 ・屋外の清掃、樹木伐採など ③空家解体事業 ・空き家の解体、撤去、処分、その土地の整地	①耐震補強工事 ・総合評価点0.7を上回る耐震工事、設計費など ②耐震改修リフォーム工事 ・耐震補強工事に付随した室内外の統一的美観を維持する外壁、床等の改修工事 ③除却工事
補助率 補助金の額	2分の1 上限50万円	①空家改修事業 2分の1 上限50万円 ②空家整備事業 2分の1 上限20万円 ③空家解体事業 2分の1 上限50万円	①耐震補強工事 5分の4 上限115万円 ②耐震改修リフォーム工事 2分の1 上限30万円 ③除却工事 2分の1 上限97.86万円

工事箇所が重複しなければ各事業を併用することができます(各事業ごとに申請箇所を明確にしてくださいが必要があります。空家改修解体事業および耐震補強事業の除却については、併用不可です。)

耐震補強事業の補助金を申請するためには、前年度までに耐震診断を受けている必要があります。

## ○補助金の併用例

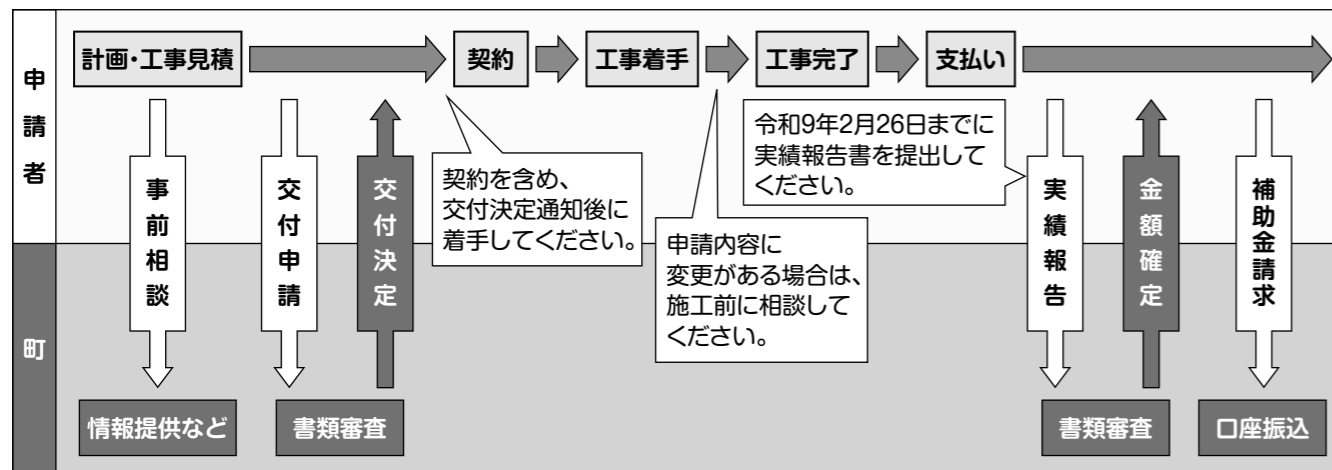
・木造住宅の耐震補強工事に併せて断熱性能向上リフォーム工事をする場合



・空家に居住するために改修、整備工事と断熱性能向上リフォーム工事をする場合



## 申請手続きの流れ



問い合わせ先 建設水道課都市計画係 (32) 3129

## 住宅断熱性能向上リフォーム補助事業

### 断熱性能向上リフォーム工事とは

住宅の壁、床、屋根、小屋裏および開口部において断熱性能を向上させる工事

### 補助対象となる事業

- 住宅の全部または一部の居室で実施する次の工事
- ・町内の事業者が発注する工事
- ・開口部(窓ガラス等)の単板ガラスを複層ガラスに替える工事
- ・新たなサッシを設置して、二重サッシとする工事
- ・屋根、小屋裏、壁、床などに断熱材(グラスウール、ロックウール、ポリスチレンフォーム、ウレタンフォームなど断熱性能が認められる材料)を設置する工事

### 補助金の額

補助対象工事費の2分の1(上限50万円)

### 補助対象者

次ページの表のとおり

### その他

- ・令和9年2月26日までに実績報告書を提出する必要があります。
- ・工事の着手前と完了後の居室等をサーモグラフィカメラなどを使って、断熱性能向上リフォームの効果検証をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

## 木造住宅耐震改修補助事業

### 対象となる事業

#### ①耐震補強工事

御代田町木造住宅耐震診断事業実施要綱の規定に基づき、耐震診断を実施した結果、総合評価点が1.0未満で耐震補強工事を行うことにより、工事後の総合評価点が0.7以上かつ工事前の総合評価点を上回る工事

### 補助金の額

対象工事費の5分の4(上限115万円)

#### ②耐震改修リフォーム工事

耐震補強工事に付随した室内外の統一的美観を維持する上で必要な床や壁などの改修工事

### 補助金の額

対象工事費の2分の1(上限30万円)

#### ③除却工事

御代田町木造住宅耐震診断事業実施要綱の規定に基づき耐震診断を実施した結果により、倒壊の危険性があると判断された住宅で、総合評価点が1.0未満の既存木造住宅の全てを除却する工事

### 補助金の額

対象工事費の2分の1(上限97.86万円)

### 補助対象者

次ページの表のとおり

### その他

- ・令和9年2月26日までに実績報告書を提出する必要があります。

## 空家改修等補助事業

### 対象となる空き家

- ・町内の一戸建ての住宅で、交付申請をする時点で1年以上使用されておらず、今後常用するもの
- ・別荘等の保養のための住宅は、対象外です。

### 対象となる事業

#### ①空家改修事業

- ・空き家に居住するため、台所、浴室、洗面所、屋根、外壁などを改修する工事
- ・店舗併用の空き家は、居住の部分が対象です。
- ・下水道への接続工事

### 補助金の額

対象工事費の2分の1(上限50万円)

#### ②空家整備事業

- ・家財道具の搬出、処分に要する費用
- ・屋内および屋外の清掃などに要する費用
- ・店舗併用の空き家は、居住の部分が対象です。
- ・事業完了後は、御代田町空き家バンクに登録を申し込むことが条件です。

### 補助金の額

対象工事費の2分の1(上限20万円)

#### ③空家解体事業

- ・空家の解体、処分、撤去、撤去後の土地の整地など
- ・店舗併用の空き家は、居住の部分が対象です。
- ・事業完了後は、御代田町空き家(空き地)バンクに登録を申し込むことが条件です。

### 補助金の額

対象工事費の2分の1(上限50万円)

### 補助対象者

次ページの表のとおり

### その他

- ・令和9年2月26日までに実績報告書を提出する必要があります。

## 木造住宅耐震診断事業

次の項目を全て満たすもの

- ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
- ・一戸建て住宅
- ・木造在来工法の住宅

耐震診断料 無料

## 各申請書

申請書は、建設水道課都市計画係(役場2階10番窓口)に用意してあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

## その他

- ・補助対象となる事業は、町から交付する補助金交付決定通知後に着手してください。
- ・詳しい内容については、建設水道課都市計画係までお問い合わせください。(32) 3129